

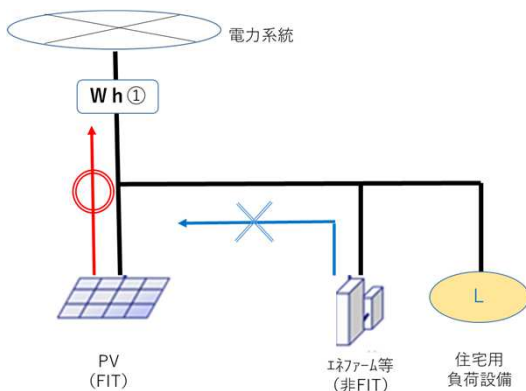
差分計量のお申込みについて

FIT発電設備がある発電場所において、非FIT発電設備（FIT期間が満了した発電設備や蓄電池、ガス発電設備など）および買取単価が異なるFIT発電設備の逆潮流の計量が、差分計量の適用によって可能となりました。

差分計量の適用につきましては適用条件を満たしたうえで、「再生可能エネルギー発電設備低圧系統連系・電力売電申込書」によりお申込みをいただきますようお願いいたします。

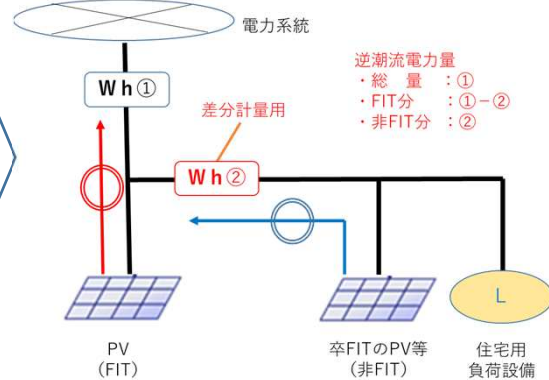
1. 差分計量の概要

【従来】非FITからの逆潮不可



これまでは、非FIT発電設備の逆潮流は不可。

【差分計量開始後】非FITからの逆潮も可



差分計量用メーターを設置することで、FIT発電設備と非FIT発電設備の逆潮流電力量を区別して計量することができます。

2. 適用条件①

< 売電形態 >

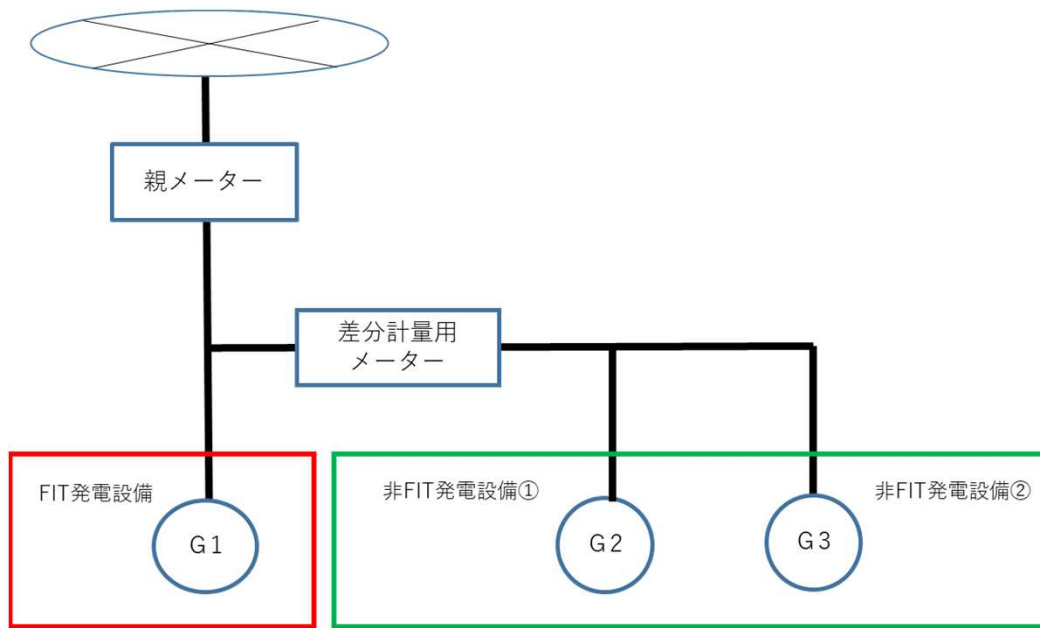


< 電圧・容量 >

売電形態	電圧区分	容量区分※	備考
余剰	高压以上	-	対象外 (10kW以上の差分計量の検証未実施)
	低圧	FIT設備(認定単位)10kW以上	差分計量の対象
		FIT設備(認定単位)10kW未満	
FIT設備(地点全体)10kW未満			

※認定単位：同一地点にFIT認定設備を複数台設置された場合における、1つのFIT認定設備における容量
 ※地点全体：同一地点にFIT認定設備を複数台設置された場合における、全てのFIT認定設備容量の合算値

3. 適用条件②



単位：キロワット

	G1	G2	G3	G2+G3	適用
パターン1	5.5	3.5	4.5	8.0	○
パターン2	11.0	3.5	4.5	8.0	×
パターン3	5.5	6.0	4.5	10.5	×

◆各々の群につき、発電設備容量の合計が10キロワット未満となる必要があります。

4. お申込みの留意点

差分計量の適用につきましては、下記の事項をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 東北電力ネットワーク株式会社は、差分計量メーターで計量する非FIT発電設備からの逆潮電力量は買取いたしません。非FIT発電設備からの売電につきましては、小売電気事業者へお問合せさせていただきますようお願いいたします。
- (2) 差分計量用メーターの工事は、お客さまから工事費負担金を実費で申し受け、弊社が施工および所有いたします。なお、差分計量用メーター設置に関わるお客さまの屋内配線工事は、お客さまのご負担で実施いただきますようお願いいたします。
- (3) 差分計量用メーターは設置後の保守・保安や検針等の観点から、屋外に設置いたします。

5. お問い合わせ

東北電力ネットワーク株式会社 ネットワークサービスセンター（系統連系2）

住所 : 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2-3
 電話番号 : 0570-0109-33
 FAX番号 : 0570-0109-34
 受付時間 : 9:00~17:00（土・日・祝日を除きます）
 メールアドレス : s.jukyu33.nk@tohoku-epco.co.jp